

## 函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市廃棄物処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり，広く意見を得て論議を深めるため，函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について検討し，その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 新たな廃棄物処理施設の処理方式，施設規模等施設整備の基本事項に関すること
- (2) 新たな廃棄物処理施設の整備予定地の選定に関すること
- (3) 新たな廃棄物処理施設に係る環境保全対策，エネルギー利用方策等に関すること
- (4) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は，委員9人以内をもって組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 廃棄物処理等に関する学識経験者
- (2) 住民団体関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 環境団体関係者
- (5) 公募により選出された者

(任期)

第4条 委員の任期は，市長が指名した日から委員会の検討協議が終了し，市長に報告した日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は，委員の互選により定める。

- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。